

呉市子ども・子育て支援事業計画における 「基本理念(案)」について

平成26年9月30日

呉市保健福祉審議会(児童専門部会)

呉市子ども・子育て支援事業計画 基本理念の考え方

【上位計画】 第4次呉市長期総合計画
(平成23年度～平成32年度)

呉市次世代育成支援行動計画(後期計画)
平成22年度～平成26年度

呉市子ども・子育て支援事業計画
平成27年度～平成31年度

新計画の基本理念は、上位計画である第4次呉市長期総合計画において、特に重要なまちづくりテーマとして定められている「目指すべき方向性」を基本とし、子ども・子育て分野において、現行計画である「呉市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の基本理念も参考としながら、子ども・子育て支援法第2条の基本理念及び基本指針の意義に沿って考える必要があります。

計画を位置づける法の基本理念

★次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日公布）

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

★子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配置しておかななければならない。

基本指針(案) 子ども・子育て支援の意義に関する事項の概要

(子ども・子育て支援法)

★第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。
そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性の対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

第4次 呉市長期総合計画における「目指すべき方向性」

1. 地域協働の推進

地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを行うため、地域の「つながり」や人々の心の「絆」を大切にしつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進める

2. 市民の健康寿命の延伸

まちづくりの主役である市民が健康で長生きできる心身を維持していくことができるよう健康づくり施策の推進と充実を進める

3. 雇用の場の創出

若い世代の人口流出を抑制するため、呉市の成長基盤である「ものづくり産業」をはじめとする雇用環境の整備を進める

4. 資源を活かした活性化

地域ごとに特色ある産業や資源を活かしながら、地域のにぎわいづくりを進める

5. 都市機能の強化・充実

近隣都市との連携、協働を念頭に幹線道路網の整備や公共施設の整備、公共交通体系の再編など、都市機能の強化・充実を進める

6. 子どもたちの育成支援

次代を担う子どもたちが、豊かな人間関係を育み希望をもって育つことができるよう、子育て環境の整備や心を育む教育環境の整備を進める

7. 安全・安心なまちづくり

呉市の地理的特性や高齢化の進展により、災害に対する不安が高まっており、市民の生命や財産等を守るための基盤整備やマンパワーの育成を進める

8. 地球環境への配慮

廃棄物や地球温暖化への対策等、地球環境に配慮したまちづくりを進める

呉市次世代育成支援行動計画（後期計画） 基本理念

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ

【基本理念の説明】

すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを基本とし「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」の実現を目指します。

家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるように配慮し、子どもを産み、育てやすい環境を整えます。

また、働き方の見直しによる「仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）」の実現、地域協働の考えのもとに地域社会全体で子育てを応援するためのネットワークの強化、刻々と変化する社会状況にも対応しながら、地域が関わり合う「ひとりの子育てからみんなの子育てへ」の実現を目指します。

呉市子ども・子育て支援事業計画の位置づけについて (次世代育成支援対策推進法の延長に伴うもの)

1. 次世育成支援対策推進法の延長等について

「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体及び事業主に対し次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進する。平成17年度から平成26年度までの時限立法。

平成24年8月

【子ども・子育て関連3法の成立(平成24年8月)による影響】

①子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の成立

子ども・子育て支援法附則第2条の規定により「政府は平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされた。

②次世代育成支援対策推進法の一部改正により「市町村行動計画」の策定が任意化

これまで市町村は次世代育成支援対策推進法の中で次世代育成支援のための「市町村行動計画」の策定が義務づけられていたが、平成27年度からの子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画が義務づけられたことにより、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画は「任意」とされた。

平成26年4月

【平成26年4月次世代育成支援対策推進法の一部改正】

法改正により、次世代育成支援対策推進法が平成27年度から平成36年度までの10年間延長されることが決定した。
※策定義務が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ必要な事項のみの作成することも可能とされている

2. 子ども・子育て支援事業計画における市町村行動計画の位置づけ

平成27年度から子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として同時に位置づける。

平成26年度まで

次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画【呉市次世代育成支援行動計画（前期・後期）】

【呉市次世代育成支援行動計画（後期）の基本目標】

- ①地域で子どもと子育てを支える環境づくり
- ②すこやかに生み育てる環境づくり
- ③子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり
- ④子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり
- ⑤子育てと仕事の両立を支える環境づくり
- ⑥支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

分析
評価

【重点施策】

- ・幼児期の学校教育・保育事業
- ・母子保健，小児医療の充実
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・児童虐待防止対策
- ・ひとり親家庭等への自立支援

進捗状況の
確認

平成27年度以降

課題抽出・新計画へ反映

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定
※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても位置づけ

【必須記載事項】

- 幼児期の学校教育・保育の量の見込み，提供体制の確保の内容及び実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及び実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

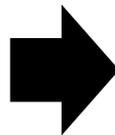
【任意記載事項】

- 産後・育休後の円滑な利用確保，児童虐待防止，ひとり親家庭等自立支援，障がい児施策の充実，ワークライフバランス等

現計画(後期計画)と新しい計画の施策体系

【呉市次世代育成支援行動計画(後期)】

基本目標	重点施策
1. 地域で子どもと子育てを支える環境づくり	①地域における子育て支援の充実
	②保育サービスの充実
	③子育て支援のネットワークづくり
	④子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進
2. すこやかに生み育てる環境づくり	①子どもや母親の健康の確保
	②「食育」の推進
	③思春期保健対策の充実
	④小児医療の充実
3. 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり	①次代の親の育成
	②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	③家庭や地域の教育力の向上
	④青少年の健全育成及び非行等への対応
4. 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり	①子どもと安全の確保
	②安心して外出できる環境の整備
	③安全・安心なまちづくりの推進
5. 子育てと仕事の両立を支える環境づくり	①ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
	②子育てと仕事の両立の推進
	③家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
6. 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり	①児童虐待防止対策の充実
	②ひとり親家庭等の自立支援の推進
	③障がい児施策の充実



【呉市子ども・子育て支援事業計画(案)】

基本目標	重点施策
1. 地域で子どもと子育て家庭を支える支援	①地域における子育て支援の充実
	②教育・保育サービスの充実
	③子育て支援のネットワークづくり
	④子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進
2. 親と子の心と体の健康づくり	①子どもや母親の健康の確保
	②「食育」の推進
	③思春期保健対策の充実
	④小児医療の充実
3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	①次代の親の育成
	②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	③家庭や地域の教育力の向上
	④青少年の健全育成及び非行等への対応
4. 子どもと子育てにやさしく生活環境の整備	①子どもと安全の確保
	②安心して外出できる環境の整備
	③安全・安心なまちづくりの推進
5. 子育てと仕事の両立支援	①切れ目のない支援の充実 (出会い・結婚・出産・育児)
	②ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
	③子育てと仕事の両立の推進
	④家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
6. 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	①児童虐待防止対策の充実
	②子どもの貧困対策(ひとり親家庭等)
	③障がい児施策の充実